



自治退ニュース

No.247
2010.9.27
定価一部20円
〔会員の購読料は
会費の中に含む〕

東京都千代田区六番町1 自治労会館2F
発行所 全日本自治体退職者会
全日本自治体退職者会共済会
発行人 川端邦彦
03-3262-5546
ホームページアドレス <http://www.j-taishokusha.jp>

高齢者集会開催 —熱氣あふれる集会—

今年も9月の高齢者連続行動がもたれ、高齢者のエネルギーを遺憾なく發揮した。

<地公四単産・地公退高齢者集会>

9月14日に日本教育会館で開催された「地公四単産・地公退高齢者集会」は700人を超える高齢者・労組員が参加した。主催者として全水道・岡崎徹委員長、地公退・眞柄会長が挨拶したあと、退職者連合・和田正副会長、民主党・高嶋良充前参議院議員、社民党・福島みづほ党首から激励の挨拶を受けた。自治労・松本敏之総合労働局長による基調報告、地公退・川端事務局長の地公退報告が確認された後、高齢社会をよくする女性の会・沖藤典子副理事長による記念講演「介護保険は老いを守るか」を受けた。

沖藤氏は、豊富な事例を挙げながら「介護保険制度が残って高齢者の生活が崩れる」という本末転倒を起こさないために、来年の制度改革で何をなすべきかを語り、多くの参加者の共感を得た。

集会は同日実施された民主党の新代表選挙と並行してもたれ、発言も濃厚にそれを意識したものになった。

リニューアル直後で使いやすくなった日本教育会館ホールは、参加者の熱気であふれた。

<全国高齢者集会>

9月15日に日比谷公会堂で開催された「'10全国高齢者集会」は全国から集まった2,000人の高齢者が参加した。主催者として退職者連合・眞柄会長、連合・南雲事務局長が挨拶した後、細川律夫厚生労働副大臣（現厚生労働大臣）、羽田雄一郎民主党参議院国対策委員長、福島みづほ社民党中央委員長から激励の挨拶を受けた。

高齢者医療制度改革会議報告を中心とする阿部事務局長の基調報告を確認した後、地域・構成組織報告が行われた。宮城・大阪・福岡代表はそれぞれ参加した「高齢者医療制度公聴会」への取り組みと今後に続く公聴会への申し送り、自治退代表は25万自治退建設の取り組み報告と退職者会運動における男女共同参画の推進を訴えた。

青山敏彦氏の指導によるラジオ体操で体をほぐしたあと、銀座を

経由して有楽橋までデモ行進を行った。15日は前日までの猛暑がゆるみ、翌16日の豪雨にあうこともなく、事故無くデモを貫徹できた。高齢者運動の日頃の精進が天を動かしたか。



16日には退職者連合の組織代表者会議が開催され、国会議員要請行動の意思統一を行ったほか、宮崎県退連による「介護保険改善要求自治体申し入れ行動」の報告を受けた。制度改善重点要求をまとめ、提携議員の協力を得て県・市の首長との会見を実現し、回答を引き出した取り組みは各地に教訓を与える極めて優れたものであった。

2011年度運動方針（案）決定 —第4回自治退役員会—

自治退は9月13日、第4回役員会を開催し、第39回定期総会準備を中心とする諸議案を決定した。

先ず、自治労上士幌町退職者会・京都市学校給食退職者会・自治労京都府本部南部ブロック退職者会の新規加入を歓迎し承認した。この結果今年度の新しい仲間は7単会となった。

定期総会に提案する2011年度運動方針案は7月の県本部代表者会議で草案を説明、組織討議を経て県本部を通じて提起された各組織の意見を役員会で協議し、必要な修正を加えて総会に提出する原案を決定した。役員会討議では、方針の文章を変えない項目も実践に当たって県本部意見を生かしていくことなどを申し合わせた。

また、方針の大きな柱である25万自治退建設と関連して、来年も退職予定者向けパンフレット「今度退職されるあなたに=11年版」を作成・活用することとした。

総会関連以外では、懸案であった「自治退旅費支給規程」を決定し、第39回定期総会後に施行することとした。

報告事項では政府の新年金制度検討会・中間まとめに関するパブリックコメントの募集に応募したことなどを確認した。

新年金制度に関する検討会・中間まとめに対する意見提出 —パブリックコメントへの応募—

政府は、首相を議長とする「新年金制度に関する検討会」を3月8日に発足させ、6月29日の検討会で「新たな年金制度の基本的考え方について（中間まとめ）～安心・納得の年金を目指して～」を決定した。ここでは①年金一元化、②最低保障、③負担と給付の明確化、④持続可能、⑤消えない年金、⑥未納・未加入ゼロ、⑦国民的議論の7原則を示している。内閣府は、この中間まとめに対するパブリックコメントを募集した。

自治退は、退職者連合・地公退とともに、年金制度のあり方については慎重かつ具体的・全体的に検討するよう主張してきた立場から、自治退第2回役員会の見解をもとに8月5日次のように事務局長名で意見を提出した。

参議院過半数割れのなかで今後本件がいかに取り扱われるか予測し難いが、年金受給者の立場からは誤りなき社会保障のために、政府案への批判を含めた率直な意見を提起し続ける必要がある。

新年金制度に関する検討会の中間まとめについて次のように意見・疑問を提出します。

求められる慎重な検討 —多くの加入者の権利に直結する超長期の年金制度—

今回初めて政府ベースの作業が公表されたが、中間まとめは著しく具体性を欠く。意見を提出するに際して、基本原則の中身は従来民主党が提起してきた考え方を下敷きにしていると想像するしかないので、それと重ねて述べる。

民主党は2004年の年金改革法案、2007年・2009年マニフェストで年金改革案を示してきたが、これらは必ずしも体系性・整合性・説得性をもって示されてきたとは言えない。多くの加入者の権利に直結する超長期の制度である年金は、選挙向けのスローガンとして扱うべきではなく実証的で慎重な論議・合意形成によるべきものである。

仮に大幅な制度変更を企図する場合は、現制度を維持すべきでない理由・根拠を実証的に示し、新制度の全体像とそれによって現制度の問題点がいかに解決されるか、新制度への移行に要する時間とコストとリスクへの対処を明らかにしなければならない。また、政府としてこれまで公的年金の加入者に約束してきた給付を履行することが前提でなければならない。

年金記録適正管理など制度の運用にかかわること（操縦）、制度の基礎的条件になる社会・経済をめぐる政策（海）は年金制度それ自体（船）とは異なるので、それぞれのレベルで論ずるべきである。

以下いくつかの問題意識・疑問を提示し、今後の検討に活かされることを期待する。

一元的所得比例年金創設は必要か・可能か

「全ての人が同じ年金制度に加入するよう一元化し、共通の所得比例年金を新設する」方向が示されているが、次の諸点はどう考えられているか。

- ① 現在所得比例分の無い国民年金加入者について、（国民年金基金の活用を超えて）被用者と同等の新たな保険料負担を求める合意形成は可能か。また、所得を捕捉し保険料を賦課徴収する実務は可能か。
- ② これまで被用者年金を支えてきた保険料の事業主負担分は今後も主要な財源調達手段として維持すべきである。一元化する場合いかに継承するか。国民年金現加入者の事業主負担相当分はいかに調達するか。
- ③ 共通の所得比例年金を新設したとき、それ以前の拠出履歴の差・積立金の取り扱いをどうするか。制度分立のもとで手直しを重ねて複雑化している年金制度の現状にはたしかに制度が分かりにくいという問題（建て増し批判）はあるが、それぞれに履歴を持つ当事者がいる。白紙に絵を描くことはできない（全面取り壊しは不能）ので、60年を超える移行期間中はこれに新制度がもうひとつ加わり、より複雑化する。
- ④ 新制度を提起する場合、税率・保険料率などの負担と給付の水準、加入受給資格、中長期収支計画、移行過程の全体像が数値を伴って示されなければ加入者・受給者は判断の基礎が与えられない。これらを示さない「構想」は混乱をもたらすのみで有害。
- ⑤ 年金制度という船は、それを浮かべる労働力人口・経済成長・労働分配率という海に規定される。人口政策・労働政策・経済政策が失敗すれば年金制度をどのようにいじっても持続することはできない。長い経過と多くの関係者がおり、大きな積み立て資金を有する年金制度を諸制度改革の「突破口」にするのは順序が逆で、年金は諸政策の帰結・到達点に基づいて検討されるべき。
- ⑥ 必要性・実現可能性に疑問のある全年金の一元化より、現行制度の下で被用者でありながら被用者年金から排除されている非常勤・パートタイムなどの非正規労働者を被用者年金に加入させること及び被用者年金一元化をこそ急ぐべきである。

「消費税を財源とする7万円の最低保障年金創設」への疑問

「消費税を財源とする7万円の最低保障年金創設」の方向が示されているが、この課題は社会保障国民会議で論じられた「基礎年金の税方式化」と共通の問題点がある。加えて「所得に応じた減額・停止」に関して具体論は不明である。

- ① 「拠出履歴を無視」「新制度と拠出履歴による重複払い」のいずれかをとらない限り新旧制度並存期間が生じ、新制度への完全移行には65年ほどの長期の移行期間を要し、移行管理のための大きなコストとリスクを生む。
- ② 加入者の権利意識の強い保険方式に比して、税方式は担税階層・財政当局による給付抑制が起こりやすい。
- ③ 制度が要求した保険料を納め終えた年金受給者は年金財源分の消費税により保険料の二重払いとなる。また、新制度における無年金者・低年金者・保険料免除対象者にも年金財源分の消費税負担が生ずる。
- ④ 被用者年金保険料の半分を占める事業主負担は消費税方式化により家計に転嫁される。
- ⑤ 税方式化の論拠とされた「未納者問題」は、未納者が将来年金を受け取らないので保険収支外の存在となり、年金の収支を損なうことは無い。
- ⑥ 今後大きな財源が必要な医療・介護・保育・教育サービスにこそ消費税財源を充て、保険方式で安定的に財源を確保している年金はそれを継続すべきではないか。
- ⑦ 所得に応じた「最低保障年金」の支給停止・減額の基準は何か。適用する場合、既裁定の年金受給者の給付水準は変動するか。所得比例年金未納・未加入者にも支給されるか。
- ⑧ 7万円の根拠は何か。現行基礎年金額・生活保護基準との関連での説明が必要。
- ⑨ 所得比例年金・最低保障年金それぞれについて「マクロ経済スライド」の適用はどうなるか。（少なくとも基礎年金については廃止すべきではないか）

歳入庁と共通番号制度の導入への危惧

「国税庁と社会保障庁を統合して歳入庁とする」「税と社会保障の共通番号制度創設」の方向が示されているが、これらの検討に当たってはいくつかの前提が必要である。

- ① 歳入庁の検討に当たっては、地方事務官廃止にあたって自治体の年金事務関与を遮断した法改定の影響を検証したうえで、実務的可能性とあり方の双方から検討すべきではないか。
- ② 未納・未加入を無くす手段としては一体的徴収機関を作るより、職権による保険料減免を制度化したほうが効果的ではないか。
- ③ 税と社会保障の共通番号制度創設が提言されているが、次の点が解明される必要がある。
 - ア 番号とそれを基礎としたカードにより「税・社会保障の個人勘定」を設定して社会保障の給付抑制を狙う動きがあるが、これを認めることはできない。
 - イ 番号制により大量・詳細・加工可能に蓄積された個人情報が、為政者の悪意による使用、犯罪者による盗み・改竄にさらされた時生ずる市民の被害は深刻である。大きな損害を伴うにもかかわらず企業・行政で繰り返される個人情報の侵害発生はその絶対的防止策がありえないことを示している。
 - ウ 番号の新規付与には膨大なコストを要する。既存の番号を利用しようとすれば住基ネットが最短にあるが、仮にこれを用いるとすれば住基ネット制度創設時の反対意見に対して「使用を厳密に限定する」という政府の当時の約束は便宜的なものであったという悪例となり、政府・制度への不信を増幅する。